

## 第5章 史跡旧奥行白駅通所の保存管理と整備

### 5-1 史跡を構成する諸要素の整理

#### 5-1-1 史跡の本質的価値を構成する諸要素（39・40頁の図8・9）

##### （イ）駅通所駅舎

本史跡の最も重要な構成要素である。現存する建物は1920（大正9）年に建てられた北棟と、1941（昭和16）年に建てられた南棟、そしてこれらを接続する中央棟から成る。内部には、駅通所時代に使われていた調度品や文書類を展示し、5月から10月まで一般に公開してきた。老朽化が著しく、早急な修理が必要である。

##### （ロ）馬小屋1・2

山ト山崎牧場には200頭を超える馬が飼育されていたため、それに応じた馬小屋が作られた。そのうち現存するのが、駅通所南にある馬小屋2棟である。建設年は不詳であるが、駅通所時代に建設されたのではないかと推測される。内部は公開していないが、馬小屋として使われていた当時の状態を維持している。

##### （ハ）倉庫

前述のとおり、この倉庫は道路工事に伴って駅通所南に移設されたものである。建設年は不詳であるが、駅通所時代に建設されたのではないかと推測される。内部は公開していないが、当時使われていた民具などを保管してある。

##### （ニ）至浜中旧道跡

地元の人から「浜中線」と呼ばれていた旧道跡である。姉別駅通所（1911年設置）を経て浜中村榊町に通じる旧道で、奥行白駅通所が設置される2年前の1908（明治41）年頃に開通したと推定される。史跡内を南北に貫通しているが、史跡指定地部分は戦後牧草地になったために外観からは区別できない。

##### （ホ）至西別旧道跡

西別駅通所の置かれた西別市街（現在の別海町別海市街）に通じる旧道跡であり、1921（大正10）年頃に開通したと推定される。1970年代まで使われていたため、現在でもはっきりわかる道路跡が残っている。

(へ) 旧馬頭観音跡

山崎牧場で飼育されていた種牡馬ヨーツ号が1921年に死んだ際、駅通所北の凸地のイチイの木のそばに馬頭観世音菩薩の石碑が設置された(写真11・12)。駅通所駅舎に保存している馬頭祭の幟によれば、1940(昭和15)年5月に馬頭観音祭を行っていたことがわかる。馬頭観音祭がいつまで行われたかは不明である。石碑は後述する新馬頭観音のそばに置かれており、現存する。



写真11 旧馬頭観音跡



写真12 馬頭観音(昭和初期)

(ト) 旧大和神社跡

根室への道と浜中への道の間に設置された神社である。元々は山崎家の神社であったが、奥行臼地域の神社が1932(昭和7)年に焼失したため、山崎藤次郎が寄贈して地域の神社となった。焼失した奥行臼の神社は、奥行臼尋常小学校同様、駅通所から北に4キロほど離れている中島牧場(後に北海道議会議員となる中島義一所有の牧場)敷地内に置かれていた。

神社のお祭りは毎年7月15日に行われ、土俵が作られて神前相撲も行事のひとつであった。1977(昭和52)年からは農作業の関係もあり、桜の咲く5月に変更された。

山崎家敷地にあった大和神社は、1975(昭和50)年に大和小学校が廃校になった後、1978(昭和53)年に現在地の奥行会館敷地に移された。その際、古い神社は取り壊されている。写真14はその年に撮影されたものと推定される。また、後述する新馬頭観世音菩薩石碑は、旧大和神社跡地に建てられたと考えられる。



写真13 旧大和神社跡



写真14 旧大和神社(1978年)

(チ) 山藤の松跡

駅通所が開設する2年前の1908（明治41）年に、山崎家三代目山崎藤作が生まれたのを記念して駅通所玄関前に植えられたトドマツであり、別海町の指定文化財にも指定されていたが、倒木の恐れがあるために2010（平成22）年に伐採した。現在は切り株が残っている状態である。



写真15 山藤の松跡



写真16 山藤の松（昭和初期）

(リ) 土塁跡

駅通所駅舎北棟及び中央棟の正面に、明確に残っている。駅通所初期の時代からあったことが、写真から確認できる。



写真17 土塁跡



写真18 駅通所南棟前の土塁（大正期）

5-1-2 史跡の本質的価値を構成する諸要素に準じる諸要素

(イ) 文書類

駅通所内には、約100点の文書資料が残されている。山崎藤次郎の生業である薪炭・畜産業に関する資料や、馬産に関わる賞状・感謝状類が現存する。また奥行白集落の形成・発展に関わる資料も残されている。その一方で、駅通所の運営やその後の山ト旅館の経営に関わる文書類は皆無である。

また、襖の裏張りとして使われている文書も確認できる。



写真19 駅通所に残る文書

(ロ) 馬具

馬による荷物の運搬に欠かせない馬具である、駄鞍(写真20)、くつわ、わらびがたなど19点が残っている。

(ハ) 調度品類

調度品類の数は約740点あり、食器類や日用品がよい状態で残されている(写真21)。什器の入れ箱の墨書きから、駅逦所時代から使われてきたものであることがわかる。



写真20 駄鞍



写真21 会席膳

5-1-3 史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

5-1-3-① 史跡の保存管理上有効な諸要素(41頁の図10)

(イ) オクユキウスの大櫓

オクユキウスの大櫓(写真22)は、推定樹齢500年と言われているミズナラの老木であり、1981(昭和56)年に別海町指定文化財に指定されている。旧大和神社跡地のすぐそばにあり、ご神木的な役割を果たしていたとも考えられる。

(ロ) 後背地を形成する森林

史跡指定地の西側には、南から北へと流れる小川があり、河岸部は湿潤な土壤環境が形成されている。この湿性地にハンノキの優占林またはハンノキを伴う湿性林が成立している。奥の牧草地とともに、史跡の後背地を形成している(写真23)。



写真22 オクユキウスの大櫓



写真23 後背地を形成するハンノキ・トドマツ林と牧草地

#### (ハ) トドマツ植林地

駅通所駅舎北側の凸地はトドマツの植林地となっており、防風・防雪機能があると考えられるが、暴風などにより毎年のように倒木しており、現時点で5本の危険木が確認されている。またこの他に、史跡指定地内には3本の危険木と22本の要注意木があることが確認されている。



写真 24 トドマツ植林地



写真 25 トドマツ植林地（昭和初期）

#### (ニ) 井戸跡

駅通所駅舎裏にある井戸の跡で、当時は井戸小屋が作られ（写真 27）、主に馬のために使われていた。山崎藤次郎が奥行臼に入植地を決める際、決め手になったひとつの要因は水の豊富さであったという。史跡指定地内には現在もいくつかの小川が流れている。



写真 26 井戸跡



写真 27 井戸小屋（昭和初期か）

#### (ホ) 池

周囲5メートルほどの池であり、牛舎の南西にある（次頁写真 28）。鯉が放されていたこともあった。現在の池の南側にもかつて人工池が作られたことがあり、現在はエンコウソウが優占する湿性草本群落となっている。

#### (ヘ) 小川

史跡指定地の西側を南から北に向かって流れている小川（次頁写真 29）と、牛舎南西にある池を水源として旧道浜中線地下の水路を通して前述の小川に合流する小川があり、国道 243 号線の地下に作られた水路を通して、さらに北に向かって流れ、木村川に合流している。駅通所の裏にあることから、「裏川」と呼ばれていた。



写真 28 池



写真 29 小川

5-1-3-② 史跡の保存管理上調整が必要な諸要素 (42・43 頁の図 11・12)

(イ) ロケセット

史跡内には、NHKドラマ「エトロフ遥かなり」(1993年放送)と「ハルとナツ」(2005年放送)撮影の際に使われたロケセットが残っている。観光客を見込んで別海町がNHKに取り壊さないよう依頼し、その一部が指定地内に残ったものである。表示などはしていないため、来訪者にロケセットと気づかれない場合もある。

ロケセットA(写真30)、ロケセットB(写真31)は「エトロフ遥かなり」撮影時のもの、ロケセットC(写真32)、ロケセットD(写真33)は「ハルとナツ」撮影時のものと思われる。ロケセットBは、駅通祭時に使用する物品の物置として使用している。



写真 30 ロケセット A



写真 31 ロケセット B



写真 32 ロケセット C



写真 33 ロケセット D

### (ロ) 牛舎及び牛舎関連施設

史跡指定地内には、1972（昭和 47）年に作られた牛舎とその関連施設がある。牛舎の一部は半壊状態であり、景観を損なう大きな要因となっている。また、現在は撤去されてなくなっている牛舎の屎尿施設が地下に埋設されている。円柱型で、直径 480cm、高さ 160cm のコンクリート製の屎尿施設であり、地表部に入り口があるため、現在仮に板で穴をふさいでいる。



写真 34 牛舎



写真 35 屎尿施設

### (ハ) 材木小屋

1948（昭和 23）年撮影の航空写真にも写っていると思われる建物で、物置として使われてきたと考えられるが、現在は全壊状態になっている。なお現況の調査を 2013（平成 25）年 11 月 24 日に行い、その結果を資料 6 「材木小屋」調査について」に掲載した。



写真 36 材木小屋（2012 年）



写真 37 材木小屋（2013 年）

### (ニ) 鉄条網

史跡指定地内は戦後牛の牧場としても使われており、「浜中線」や池の周辺などに戦後に設置された鉄条網が残っている。



写真 38 旧浜中線上にある鉄条網

(ホ) 牧柵

既に 1912（大正元）年の時点で、山崎藤次郎の抱える放牧地には総延長 12km を超える牧柵が張り巡らされていたが、旧浜中線沿い及び馬小屋 1 横に残る牧柵は、すべて NHK ドラマ「エトロフ遙かなり」（1993 年放送）撮影時に復元的に作られたものと考えられる。腐朽が著しい状態である。



写真 39 ロケセットとして設置された牧柵



写真 40 旧浜中線沿い牧柵（昭和初期）

(ヘ) 新馬頭観音

1990（平成 2）年に、山崎家 4 代目山崎正隆氏が旧大和神社跡のそばに新設した馬頭観世音菩薩石碑で、人の墓とほぼ同じ形状である。その際、駅通所駅舎北の凸地にあった旧馬頭観世音菩薩石碑もそこに移し、新しい土台の上に設置していた。新設・移転した理由は定かではないが、道路工事の影響、1978（昭和 53）年に大和神社が小学校跡地に移されたことなどが要因として考えられる。また、設置場所は旧大和神社跡地であると思われる。

1993（平成 5）年の釧路沖地震により、新しい石碑は倒壊して折れたと考えられる。旧馬頭観世音菩薩石碑は土台から落ちた状態になっている。



写真 41 新馬頭観世音菩薩石碑



写真 42 旧馬頭観世音菩薩石碑



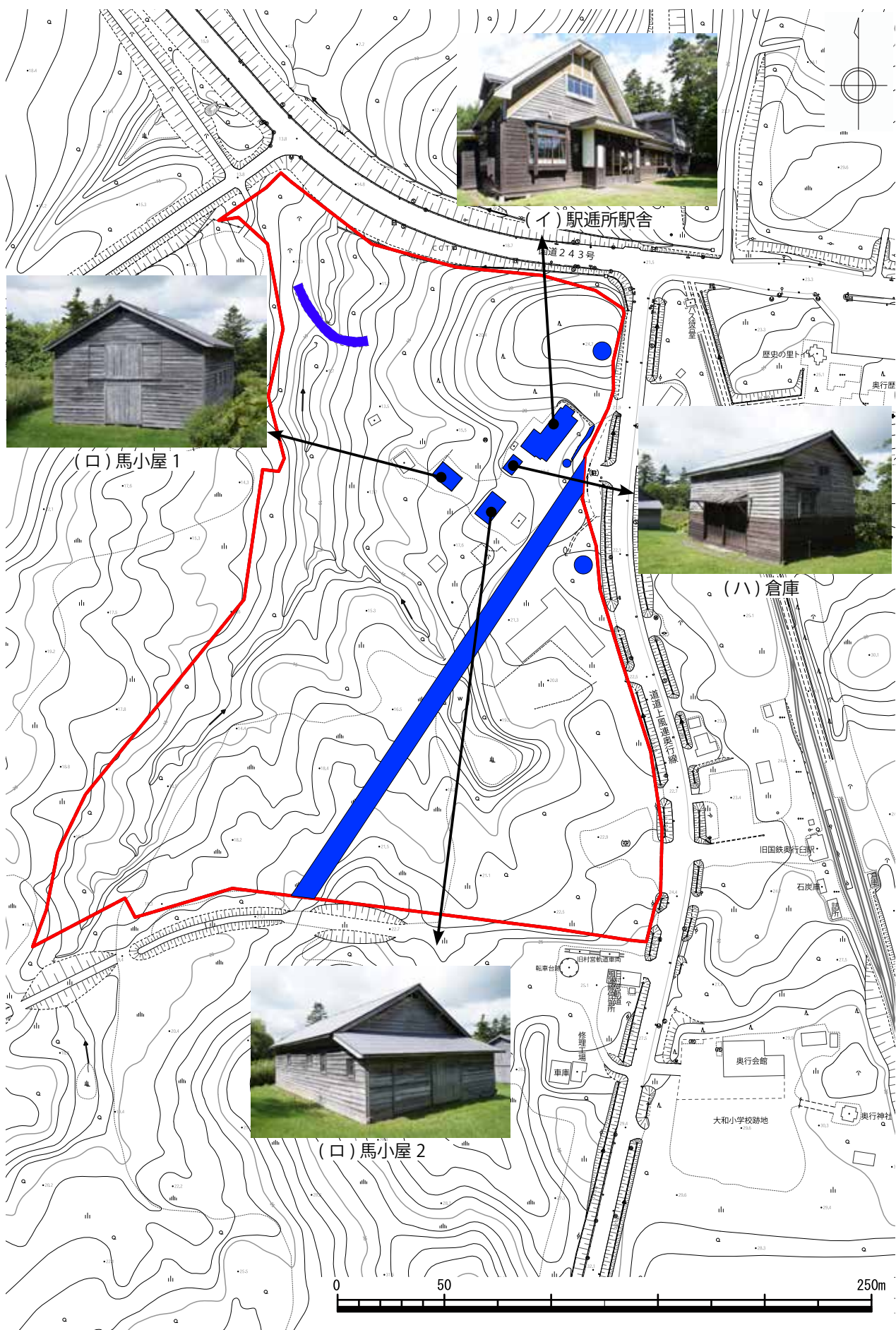


図8 史跡の本質的価値を構成する諸要素 (1)

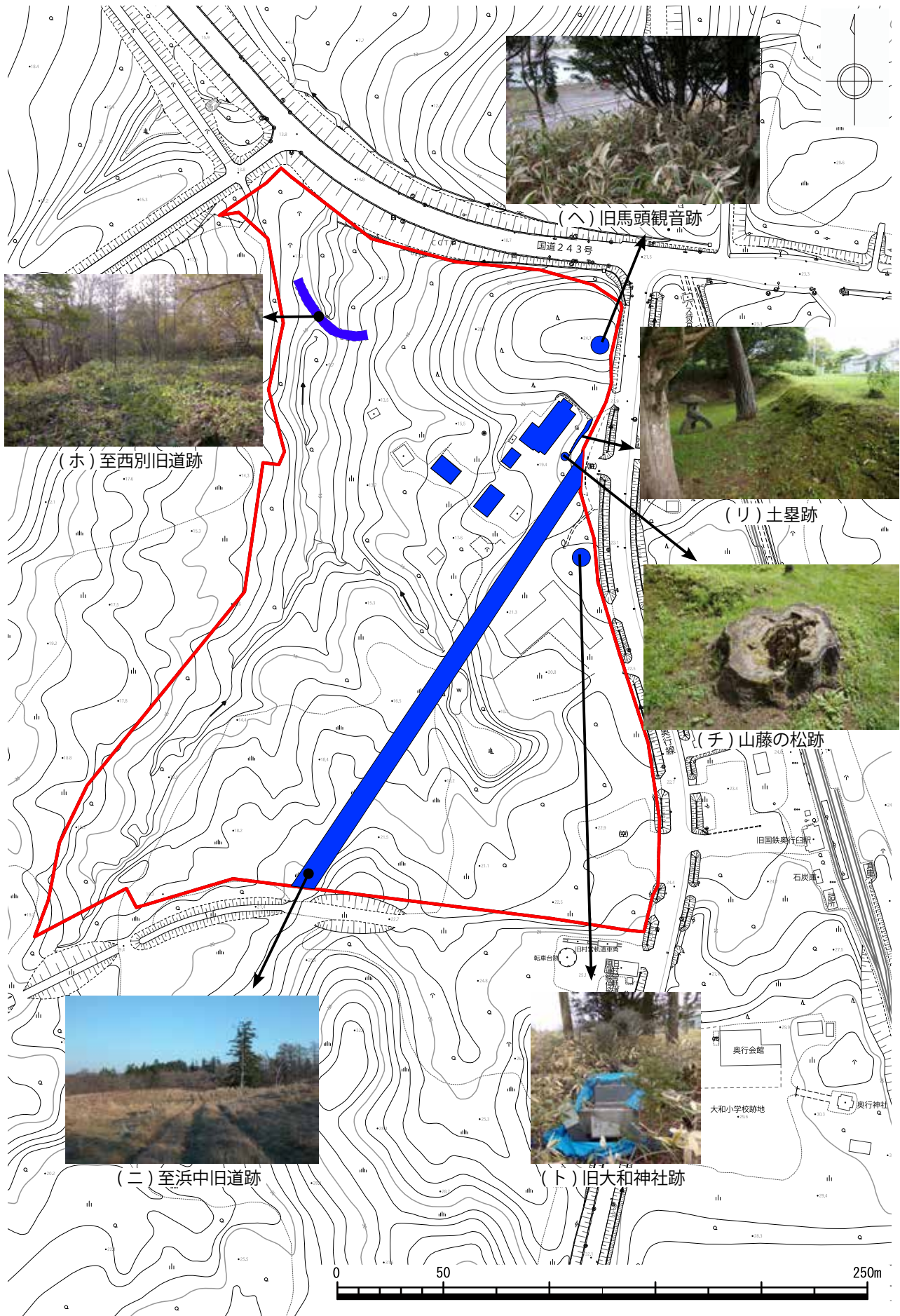


図9 史跡の本質的価値を構成する諸要素 (2)

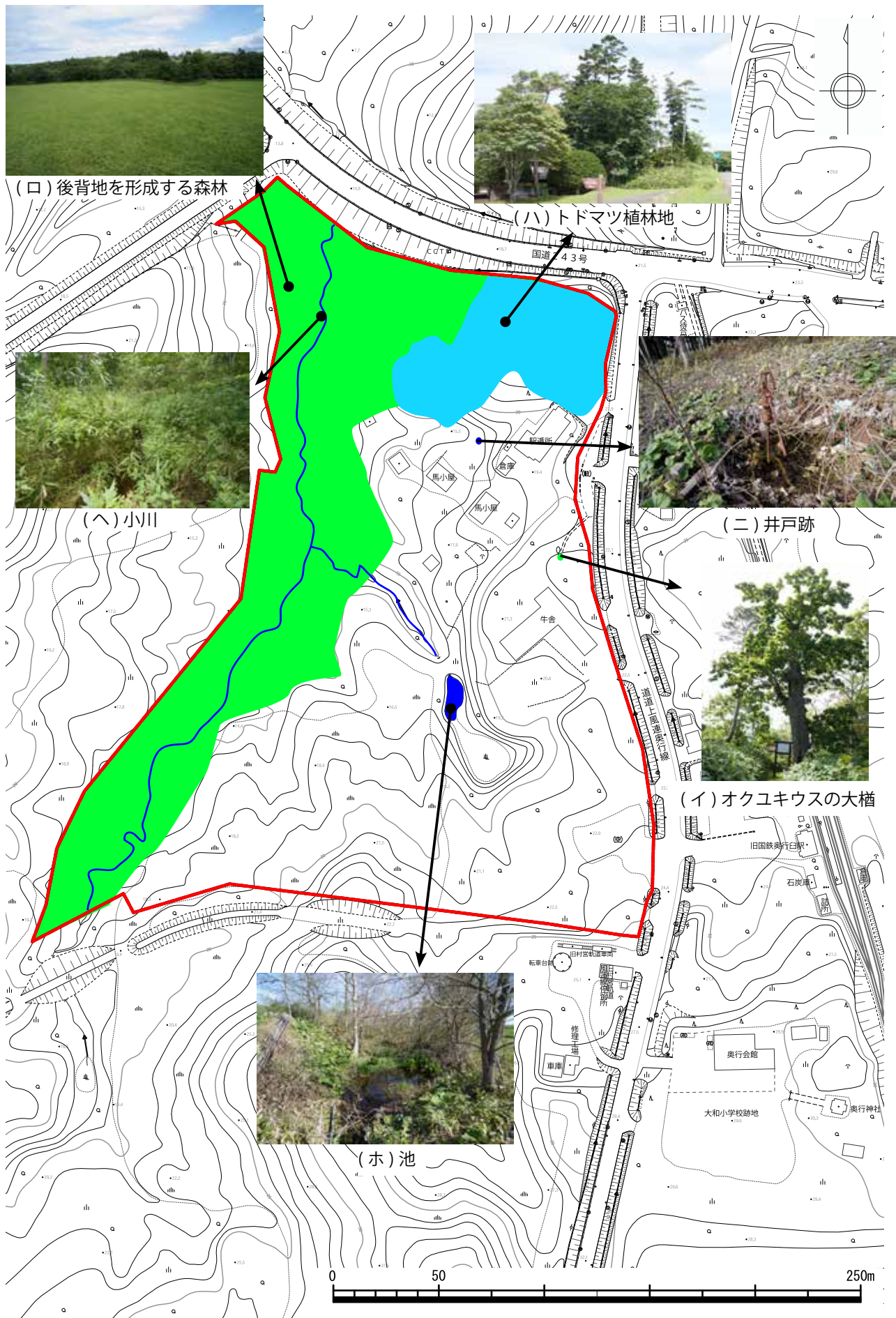


図10 史跡の保存管理上有効な諸要素

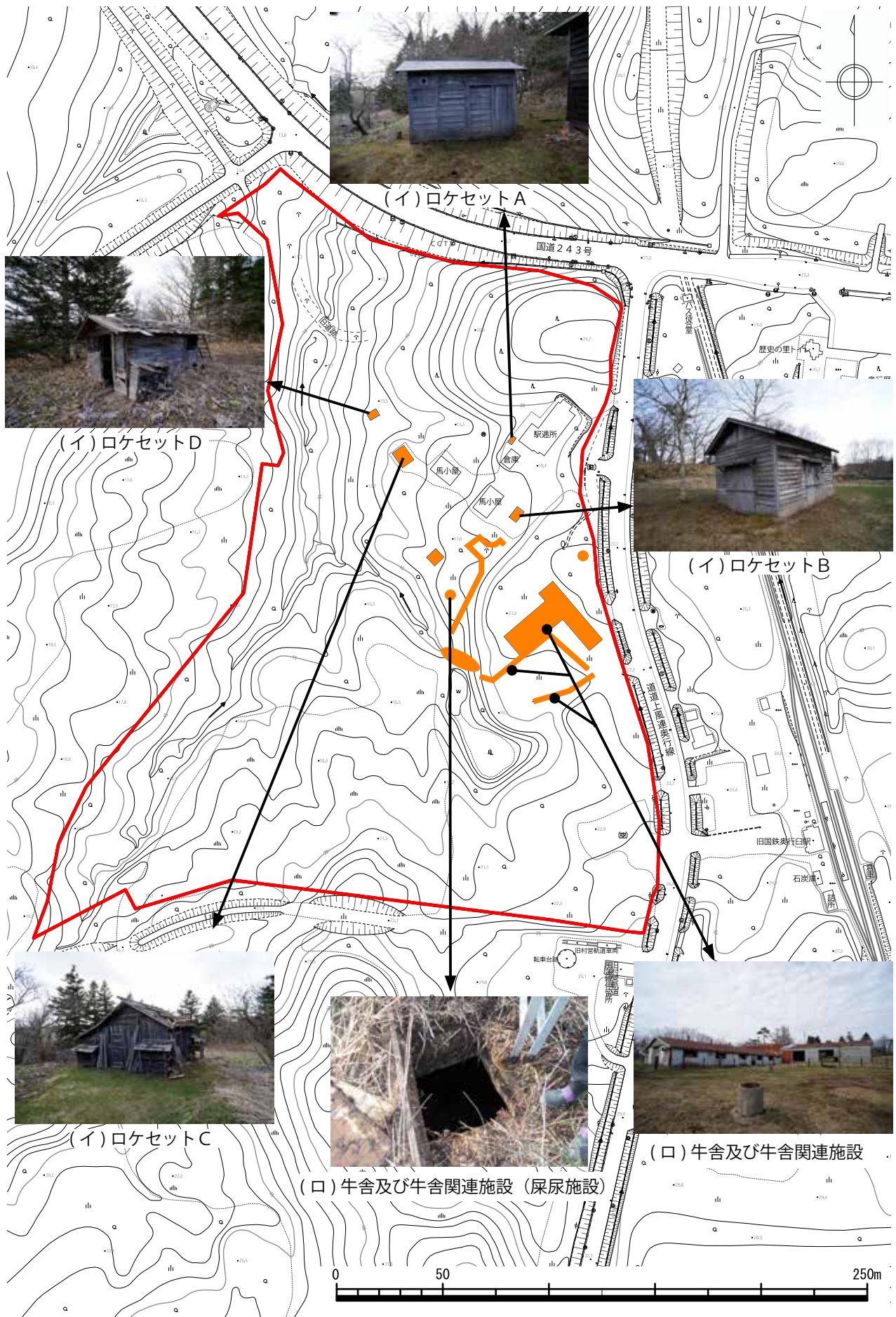


図 11 史跡の保存管理上調整が必要な諸要素 (1)

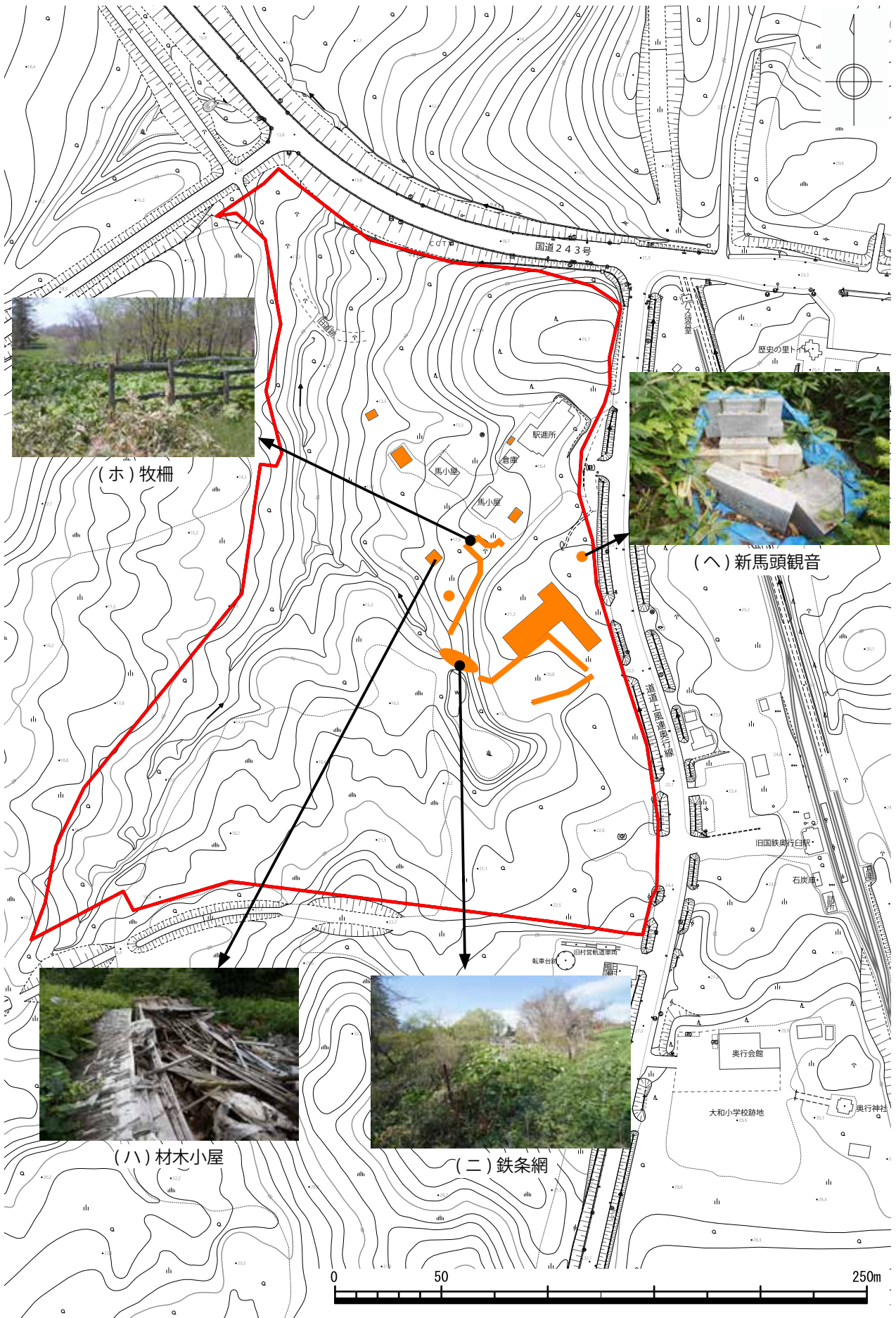


図12 史跡の保存管理上調整が必要な諸要素 (2)

## 5-2 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素

### 5-2-1 自然・牧草地

史跡の 3km 東には風蓮湖と低層湿原の風蓮川湿原があり、道立野付風蓮自然公園の一部をなしている。風蓮湖は面積 56.38km<sup>2</sup>、最大水深 11 m、平均水深 1 m の規模を持つ汽水湖である。風蓮湖及びその周辺の植物・鳥獣類のリストを資料編 1 及び資料編 2 に掲載した。

史跡周辺の丘陵地はかつてはミズナラの原生林であったと推測されるが、現在は牧草地に転換されている。

### 5-2-2 文化財（45 頁の図 13）

奥行地区には、史跡旧奥行臼駅通所の他、町指定文化財の「奥行臼駅」（イ）、「旧村営軌道風蓮線奥行臼停留所」（ロ）があり、駅通所とともにいわば野外交通歴史博物館を形成している。

### 5-2-3 交通（45 頁の図 13）

史跡旧奥行臼駅通所は、国道 244 号線と国道 243 号線が交差する地点付近にあり、駅通所の前には道道 930 号線が通っている。

2010(平成 22)年度の 1 日の交通量は図 13 のとおりである。駅通所駅舎や旧国鉄奥行臼駅、旧村営軌道車の見学者は、道道 930 号線を使ってそれぞれの見学ポイントを車で移動している人が多い。

### 5-2-4 公共施設（45 頁の図 13）

旧奥行臼駅通所の隣接地には、国土交通省北海道開発局が管理するパーキングエリア（ハ）がある。駐車スペースはおよそ 1,600m<sup>2</sup>で、普通自動車 28 台、大型バス 5 台を駐車することができる。

奥行歴史の里公園（ニ）（別海町奥行 16 番 53 面積 7,098m<sup>2</sup>）は、1991（平成 3）年に整備事業を開始し、1993（平成 5）年 11 月に完成した（建設事業費 61,023 千円）。トイレ、水のみ場、四阿、植樹帯、散策路が整備されている。

旧大和小学校跡には、奥行会館（ホ）があり、地元住民が集会などに利用している。また、1978（昭和 53）年に、大和神社（ヘ）が会館のそばに新築されている。

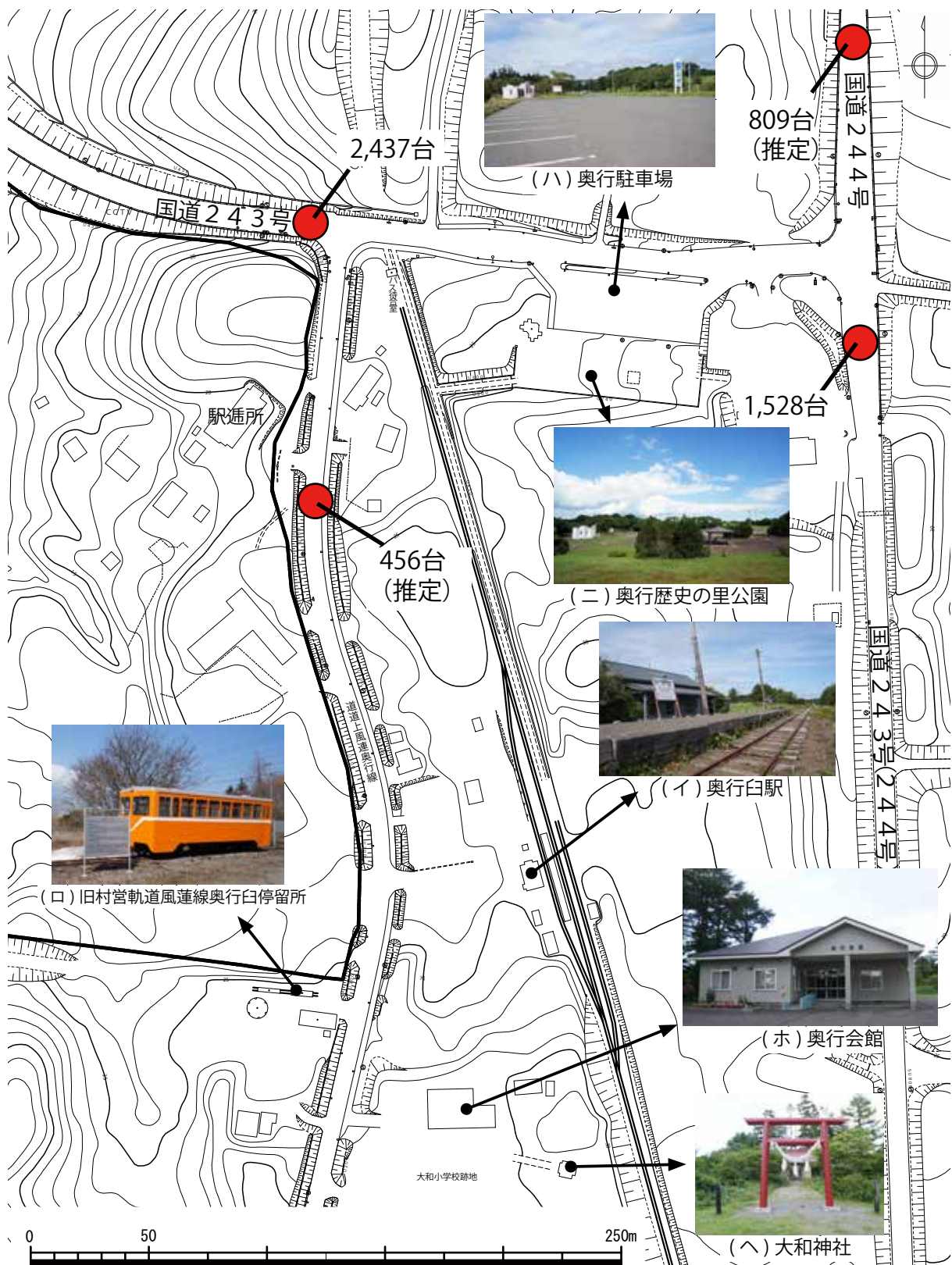


図 13 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素及び史跡周辺公道の交通量

出典：平成 22 年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表

<http://www.mlit.go.jp/road/census/h22-1/index.html>

※ 2010 年秋の平日、午前 7 時から午後 7 時までに通過した自動車類の台数。実際の観測地点は異なる。

## 5-3 史跡旧奥行臼駅通所の保存管理と整備

### 5-3-1 保存管理の基本方針

史跡旧奥行臼駅通所は、駅通制度全盛期の駅通所駅舎、馬小屋、放牧地、景観を構成する後背地、旧道を主要な構成要素とする史跡である。しかし既に述べたように、駅舎の老朽化が著しく、駅舎内の一般公開が早晩不可能になることは明白である。また景観を形成している樹木も老木化し、倒木も見られる。

そこで、史跡旧奥行臼駅通所を保存管理していく上での基本方針を、以下のように定める。

- ① 来訪者が安心して見学できるよう駅通所駅舎を早急に修理する。
- ② 史跡を適切に保護し次世代に伝えていくために必要な調査研究に努める。
- ③ 史跡の確実な保存を図るため、指定地及び周辺地の公有地化を進める。
- ④ 町民に親しまれ広く活用されるよう、史跡周辺を含む史跡公園として一体的な保存管理を図る。

### 5-3-2 整備の基本方針

本史跡の整備方針は次のとおりとする。

1. 史跡の恒久的保存のため、なによりもまず駅通所駅舎の根本修理を最優先に行い、今後も公開していくことができるようにする。
2. 文書資料や調度品類の調査研究を進め、適切に保存するとともに、来訪者の理解を深めるようなわかりやすい展示を行う。また、展示を固定化せず何度でも足を運んでもらえるような工夫のある展示を行う。
3. 調査研究に基づき、建物・旧道・景観などをできるだけ当時の形に復元する。復元の時代設定は、駅通所が設置された 1910 年から、駅通所が廃止される 1930 年までとする。

### 5-3-3 史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存管理と整備

#### (イ) 駅通所駅舎

できるだけ早く、解体を伴う根本的な修理を実施する。修理後の保存環境の管理については、定期的な屋内の清掃・メンテナンスを実施し、自動火災報知機及び消火器等の設置を行う他、警備会社と契約し機械警備を行う。建造物の維持管理については、異状の有無を日常的に点検し、異状があった場合はすみやかに補修する。その際必ず記録を取り、今後の保存修理の参考とする。

駅舎内に棲みついているコウモリ類については、専門家の助言を受けながら、史跡の構成要素となっている建造物に棲まないようにする。

奥行臼駅通所駅舎は本史跡の本質的価値を成す枢要の構成要素であるため、復元修理を原則とした上で、以下の点を修復の基本方針とする。

- ・南棟は昭和 16 年の増設であるが、現在の姿で修理を行う。
- ・現在非公開としている南棟 2 階も公開を前提に修理する。



- ・修理は半解体修理とする。
- ・基礎構造補強に際しては、地下に残る遺構が無い場合、現行の建物の高さのオリジナルを維持し、景観的に見たときのオーセンティシティを確保する。
- ・技術を伝えるという大切な役割を、今後地元の人たちにも担ってもらうために、専門的知識を有する技術者や業者からの相応の指導を受けながら、可能な限り地元の建築業者が修理工事に関わるようにする。
- ・火災に対する防災施設を系統的に設置する。
- ・耐震を目的に構造補強を行う場合は、建物の本質的価値を損なわないよう、現在の状態を変えない範囲で行うこととする。

#### (ロ) 馬小屋1・2

建築物調査を行って現在の建物の破損状況を調査し、必要に応じて修理を行う。修理後は馬小屋内部を一般公開することとし、馬具などを展示する。

#### (ハ) 倉庫

建築物調査を行って現在の建物の破損状況を調査し、必要に応じて修理を行う。修理後も、農機具や各種イベントに用いる用具類を保管する倉庫として使用する。

移転前の倉庫の位置は、現在道道930号線の敷地であることから、位置は当面現在のままとし、将来的に公道の廃止などがあった場合は、本来の位置に戻すこととする。

#### (二) 至浜中旧道跡

調査に基づいて旧道を復元し、散策路とする。

#### (ホ) 至西別旧道跡

調査に基づいて旧道を復元し、森林散策路とする。

#### (ヘ) 旧馬頭観音跡

現在旧大和神社跡付近にある旧馬頭観世音菩薩石碑を、駅通所駅舎北の元にあった位置に戻し、解説を施す。旧馬頭観世音菩薩石碑の元の位置は、古写真、聞き取り調査などに基づいて定めることとする。

#### (ト) 旧大和神社跡

新馬頭観世音菩薩石碑を撤去し、大和神社の解説を施す。大和神社があった位置は新馬頭観世音菩薩石碑付近と考えられるが、古写真、聞き取り調査などに基づいて定めることとする。

#### (チ) 山藤の松跡

残っている切り株はできるだけ長く残せるよう保存措置を取り、解説を施す。腐朽が進んだ場合は、景観に配慮した整備について検討する。

#### (リ) 土塁跡

当面現状のまま保存するとともに、調査研究を進めて解説を施す。

### 5-3-4 史跡の本質的価値を構成する諸要素に準じる諸要素の保存管理と整備

#### (イ) 文書類

襖の裏張りに使われている文書も含め、整理・研究を進めるとともに、適切な温度・湿度下に保管することとする。

#### (ロ) 馬具

調査研究に基づき、馬小屋に保存・展示する。

#### (ハ) 調度品類

調査研究を進め、館内に展示する。展示できない資料は、適切な方法で保管する。

### 5-3-5 史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素の保存管理と整備

#### 5-3-5-① 史跡の保存管理上有効な諸要素

##### (イ) オクユキウスの大楯

幹部分の腐朽や割れが進んでいることから、周囲への立ち入りを禁止して状況を常時観察する。倒木の恐れが強くなった場合には、速やかに伐採する。

##### (ロ) 後背地を形成する森林

良好な景観を維持するため、現状を維持しながら必要に応じて修景を図っていく。

##### (ハ) トドマツ植林地

危険木を伐倒するとともに、注意木については適宜監視し、周辺の間伐などの改善策を検討する。また、間伐・枝払い・下草刈りを行って生育環境を改善し、トドマツ林の保全に努める。

##### (ニ) 井戸跡

井戸小屋を復元し、解説を施す。

##### (ホ) 池

史跡の環境整備の有効な要素として維持管理に努める。また、子どもなどの事故を防止するための措置を取る。

##### (ヘ) 小川

史跡の環境整備の有効な要素として維持管理に努める。

#### 5-3-5-② 史跡の保存管理上調整が必要な諸要素

##### (イ) ロケセット

すべて撤去する。ただしイベント時の用具類が納められているロケセットBは、代替施設ができるまでは当面そのまま使用することとする。

(ロ) 牛舎及び牛舎関連施設

牛舎は景観を損なう大きな要因となっていることから、現状変更の許可を受け、土地購入時にすべて撤去する。付随する施設も可能な限り撤去するが、旧浜中線西にある屎尿施設は当面現状のままとして入り口部分を塞ぐなどの安全措置を取り、史跡整備時に除去して埋め戻すか除去せずにコンクリートなどを充填してしまうかを決定する。

(ハ) 材木小屋

建築物調査を行い、建物の歴史的な価値が明らかになるまでは、撤去しないこととする。小屋内にあった当時の生活用具は保存措置を取る。

(ニ) 鉄条網

史跡指定地に隣接する農地の所有者と協議し、可能な限り撤去する。

(ホ) 牧柵

ドラマのロケセットであることが判明した牧柵については、すべて撤去する。

(ヘ) 新馬頭観音

新馬頭観世音菩薩碑は地震による倒壊時に割れたため、現在地から撤去し、修復して倉庫に保管する。

#### 5-4 公有化・追加指定

史跡指定地内のすべての私有地は、史跡の保存と管理を確実にし、積極的な公開・活用を目的に整備を図っていくため、保存管理計画策定後速やかに公有地化する。

追加指定については、50 頁の図 14 で示した範囲を最優先に検討することとし、その後は駅通所時代に山崎藤次郎の所有地であったところのうち、駅通所に関わりの深い区域を追加指定の検討対象区域とする。

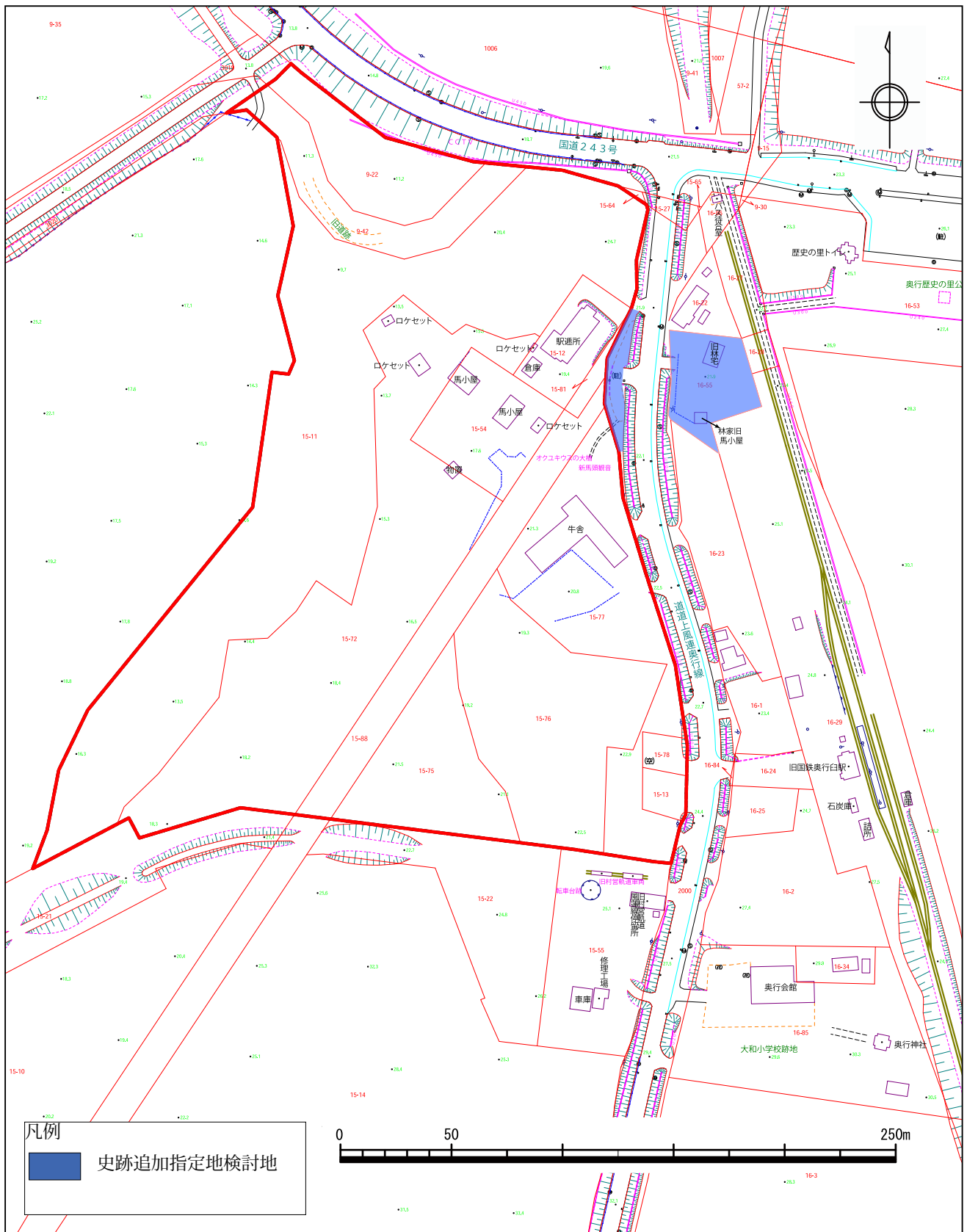


図 14 史跡追加指定検討位置図

## 5-5 史跡指定地のエリア別の整備方針

史跡指定地を次頁図 15 のようにエリア分けし、各エリアごとの整備方針を以下に記す。

### ①コアエリア

駅通所駅舎など本史跡の重要な構成要素が集中する区画。本質的価値を構成する諸要素については、その価値を損なうことのないことを最優先にして整備を行う。現存する建物は来館者が安心して見学できるよう整備していく他、必要に応じて記念碑の設置や建物の復元を行う。

### ②歴史の道散策エリア

旧道跡から成る。旧道は調査・研究に基づいて復元し、散策路として活用できるよう整備していく。

### ③放牧地・畑エリア

放牧地や畑として使われていたと考えられる区画である。いずれも緑地帯として維持管理するが、畑については体験学習の場としての活用も検討する。

### ④環境景観保全エリア

ハンノキ群落・トドマツ植林地・庭木などの緑地、池、小川から成る区画である。危険樹木の伐採や間伐等により生育環境を改善するとともに、外来種の繁茂を抑制してできるだけ当時の植生に近づける。また見学者の目に入る主な樹木には樹名板を敷設し、自然学習に役立てる。

下草刈りなどを行って庭木生育環境を改善し、池周辺にサクラ類を中心に補植を行って往時を復元し、町民等が憩い楽しめる環境を整える。

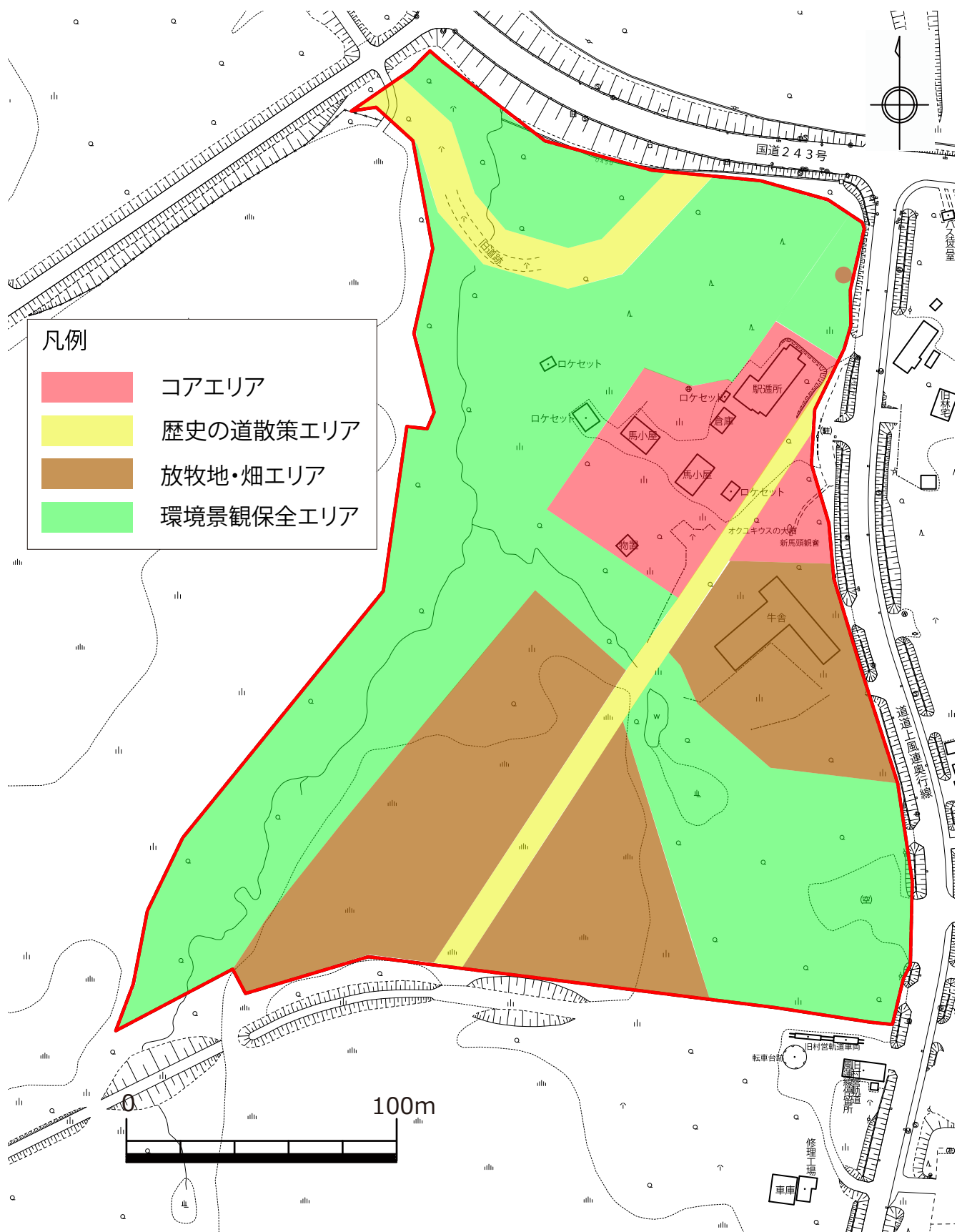


図 15 史跡指定地のエリア区分

## 5-6 現状変更の取扱い方針と基準

### 5-6-1 現状変更の取扱い方針

文化財保護法第 125 条に規定される「維持の措置」と「非常災害のために必要な応急措置」、史跡の維持に必要な日常的な管理行為、別海町の実施する保存整備・公開活用事業に伴う行為を除き、現状変更は認めないことを原則とする。その上で、現状変更については以下のとおり区分し、具体的な取扱い基準を定める。

#### 5-6-1-① 現状変更が認められない行為

現状変更が認められない行為は以下のとおりである。

- ア. 史跡の適切な保存管理のために策定された本計画書に定められた基準に反する場合
- イ. 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ウ. 史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合

#### 5-6-1-② 現状変更許可が必要な行為

史跡の現状を変更する際には、文化財保護法第 125 条により、文化庁長官による現状変更の許可が必要である。ただし、以下に挙げるような軽微な変更に関しては、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項に基づき、現状変更の許可およびその取り消し並びに停止命令を行うことは北海道教育委員会に委譲されている。

- ア. 小規模建築物で 3 月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築または除却（ただし、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）
- イ. 工作物の設置、改修もしくは除却（ただし、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）
- ウ. 史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標などの施設の設置、改修または除去
- エ. 埋設されている電線、水道管などの改修（ただし、規格、規模、位置の変更を伴わないもの）
- オ. 史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採

#### 5-6-1-③ 現状変更の許可を要しない行為

以下の事項に係る行為については、原則として現状変更等の許可を要しない。実際の行為が該当するか否かについては、事前に協議して確認するものとする。

##### a. 維持の措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）に規定される「維持の措置」の範囲は以下のとおりである。

- ア. 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき
- イ. 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき

ウ. 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき

b. 非常災害のために必要な応急措置

地震や火災などの非常災害時に取られる応急措置として、以下のようなことが想定される。

- ア. 遺構等の損壊防止のために取られる保護、養生（盛土、土留め、土のう等の設置）、損壊要因等（土砂、建築物等の残骸、樹木等）の除去などの応急措置
- イ. 建築物や地形の損壊及び崩壊防止のために取られる土留め養生、排水処理等の措置
- ウ. 公益上必要な維持管理施設・設備の代替施設等の設置等の措置

c. 日常的な維持管理の行為

日常的な維持管理の行為は以下のとおりとする。

- ア. 清掃や堆積物の除去等、史跡指定地内の外観を維持する日常的な管理
- イ. 枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈りなど植生の日常的な管理

## 5-6-2 現状変更の取扱い基準

今後想定される現状変更の取り扱いの原則を以下に示し、エリアごと取り扱い基準を次表に掲載した。

ア. 地形の変更

旧道復元といった史跡保存のための地形変更を除き、地形の大幅な変更は、原則認めないものとする。

イ. 建築物の新築、増築、改築、移転または除去

駅逡所時代（1910-1930年）に存在した歴史的建造物の復元ではない建築物の新築、史跡の保存管理上調整が必要な諸要素である建築物の増築、改築または史跡内における移転は原則認めない。史跡の保存管理上調整が必要な諸要素である建築物の除去は、遺構に影響のないよう図った上で認めるものとする。

ウ. 樹木の伐採・植樹

新たな植樹は、法面保護や往年の植生の復元を除いて、遺構の保護上原則として認めないものとする。既存木の枯損などに対する更新は原則認める。

エ. 発掘調査及び保存整備

遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、その方法や内容の歴史的正当性を充分検討したうえで行う場合について認めるものとする。



表 8 現状変更の取扱い基準

	地形の変更	建築物の新築、増築、改築、移転または除去	樹木の伐採・植樹	発掘調査及び保存整備
コア エリア	史跡保存のための地形変更を除き、地形の大幅な変更は、原則認めない。	<p>●新築、増築、改築、史跡地内における移転</p> <p>歴史的建造物以外は原則認めない。</p> <p>●建築物の除去</p> <p>史跡の保存管理上調整が必要な諸要素である建築物の除去は、遺構に影響のないよう図った上で認めるものとする。</p>	<p>●新たな植樹</p> <p>法面保護や往年の植生の復元を除いて、遺構の保護上原則として認めないものとする。</p> <p>●既存樹木の更新</p> <p>原則認める。</p> <p>●伐採</p> <p>史跡の保存に支障のある場合は原則認める。抜根を伴う伐採は、既存樹木の更新を行う場合は原則認める。</p>	<p>●発掘調査</p> <p>遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認める。</p> <p>●保存整備</p> <p>学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、その方法や内容の歴史的正当性を充分検討したうえで行う場合について認める。</p>
歴史の 道散策 エリア	同上	—	同上	同上
放牧 地・畑 エリア	同上	<p>●新築、史跡地内における移転</p> <p>歴史的建造物以外は原則認めない。</p> <p>●建築物の除去</p> <p>史跡の保存管理上調整が必要な諸要素である建築物の除去は、遺構に影響のないよう図った上で認めるものとする。</p>	同上	同上
環境景 観保全 エリア	同上	<p>●新築、増築、改築、史跡地内における移転</p> <p>歴史的建造物以外は原則認めない。</p> <p>●建築物の除去</p> <p>史跡の保存管理上調整が必要な諸要素である建築物の除去は、遺構に影響のないよう図った上で認めるものとする。</p>	<p>●新たな植樹</p> <p>史跡、とりわけ建造物保護のための防風林の植樹、往年の植生を復元するための新たな植樹及び捕植を認める。ただし樹種の選定に当たっては歴史的な検討を十分に行う。</p> <p>●既存樹木の更新</p> <p>原則認める。</p> <p>●伐採</p> <p>史跡の保存に支障のある場合は原則認める。抜根を伴う伐採は、既存樹木の更新を行う場合は原則認める。</p>	同上

## 5-7 サイン計画

景観に配慮した統一的なサイン計画を立てる必要がある。

史跡奥行白駒通所へのアクセスルートである国道 243 号及び 244 号に、大型の案内標識が無く、見学者からわかりづらいとの声が聞かれる。道路管理者等と協議の上、大型案内標識の設置についても検討する。

## 第6章 奥行白史跡公園の保存管理と整備

### 6-1 今後の整備・活用の方針

#### 6-1-1 奥行白史跡公園整備構想

本史跡内及びその周辺地には、駅通、国鉄、簡易軌道という三種類の異なる時代の交通遺産が集中している。これらの交通遺産を適切に保存すると同時に広く活用していくため、史跡公園として一体的な整備を図る「奥行白史跡公園整備構想」について以下に述べる。

##### 6-1-1-① 史跡公園整備の基本方針

1. 町民や来訪者が、自ら体感しながら歴史を学ぶことができる生涯学習の拠点とするとともに、文化的観光資源として活用できるような整備を行う。
2. 史跡旧奥行白駅通所、旧国鉄奥行白駅、旧村営軌道跡を奥行白史跡公園として一体的に整備し、別海町の交通史・開拓史全体のストーリーがわかるような展示を行う。

##### 6-1-1-② 史跡公園用地検討範囲

史跡公園用地として検討する範囲は59頁図16の赤枠とする。また国鉄線路跡地、根室への旧道、それらが交差する踏み切り跡を含む青枠の範囲を、将来的に史跡公園用地として検討する範囲とする。青枠の範囲の線路跡地には線路を復元してあり、根室への旧道とともに歴史の道散策ゾーンとして整備する。

##### 6-1-1-③ 「歴史まちづくり法」に基づく史跡公園の整備

史跡指定地外の史跡公園用地検討範囲の整備に先立ち、別海町歴史文化基本構想を策定し、この構想の核として、エコミュージアム構想（町まるごと博物館構想）を据える。エコミュージアムとは、町内にあるさまざまな歴史文化遺産や天然記念物を「展示物」とし、町全体を屋根のない博物館とみなして展開するまちづくりの取り組みである。この構想策定と併行して、鉄道・軌道・歴史の道関係を中心に別海町歴史文化遺産への登録件数を増やして展示物を充実させる。

その後、「地域の歴史的風土の維持及び向上に関する法律」（「歴史まちづくり法」）に基づき、史跡旧奥行白駅通所を重点区域とした歴史的風致維持向上計画を策定する。この歴史的風致維持向上計画に基づき、史跡指定地外の史跡公園用地の整備を行うこととする。

##### 6-1-1-④ 史跡公園ガイダンス施設の設置

史跡指定地外の史跡公園内に、駅通所・鉄道・殖民軌道の歴史を中心とする、別海町の近代史が理解できるような展示施設を持つガイダンス施設を設置する。このガイダンス施設は、史跡公園のガイダンス施設の役割のみならず、国道の交わる地点である利点を生かして「道の駅」的な役割を持たせ、駅通所、国鉄駅、村営軌道駅に続く奥行白地区の4つめの駅として整備する。この駅は、物や人を運ぶための駅ではなく、エコミュージアムの中核施設として本町の歴史文化とそれに関連する観光の

情報が行き交う「知に誘う道の駅」である。

別海―奥行臼間（約 12km）の旧標津線線路跡にはフットパスが整備されており、近隣市町村でも盛んに行われている。ガイダンス施設はこれらのフットパスネットワークともリンクさせ、フットパスの駅としても活用を図る。

また村営軌道跡地には、停留所建物などを活用して北海道の殖民軌道の歴史解説に特化したミニミュージアムを開設する。

#### 6-1-1-⑤ 体験学習の場としての史跡公園

来訪者が北海道開拓の歴史や自然環境を学ぶことができるよう、史跡公園内にある交通遺産や自然などから北海道開拓当時の人々の生活文化を追体験できる体験学習の場として整備する。この体験学習を、総合的な学習の時間や修学旅行の受け入れプログラムに組み込んだり、グリーンツーリズムと連携することで、一過性でない、より持続的で効果的な広がりをもつ体験学習の提供が可能になるようにする。

#### 6-1-1-⑥ 町民の憩いの場としての史跡公園

公園内には、見学者が快適に見学するために必要な便益施設を適切に設置する他、史跡公園の池・川・樹木などの自然を生かした整備を行う。特に奥行臼はかつて桜の名所であり、桜の時期には国鉄に乗って各地から花見客が訪れた。現在その面影はかなり薄れていることから、その往時の姿を再現するために、公園には桜を中心に植樹し、町民の憩いの場として整備する。また、史跡公園内でイベントを催すために必要な施設を整えることとする。

以上のような史跡公園構想の下、言葉や写真だけでは伝えきれない、時代の空気や重みを感じ取り、学び取ることができる場所として、また道東の歴史体験型観光の玄関口として整備していくこととする。



写真 43 旧国鉄標津線フットパスツアーの様子（ケネヤウシュベツ川）

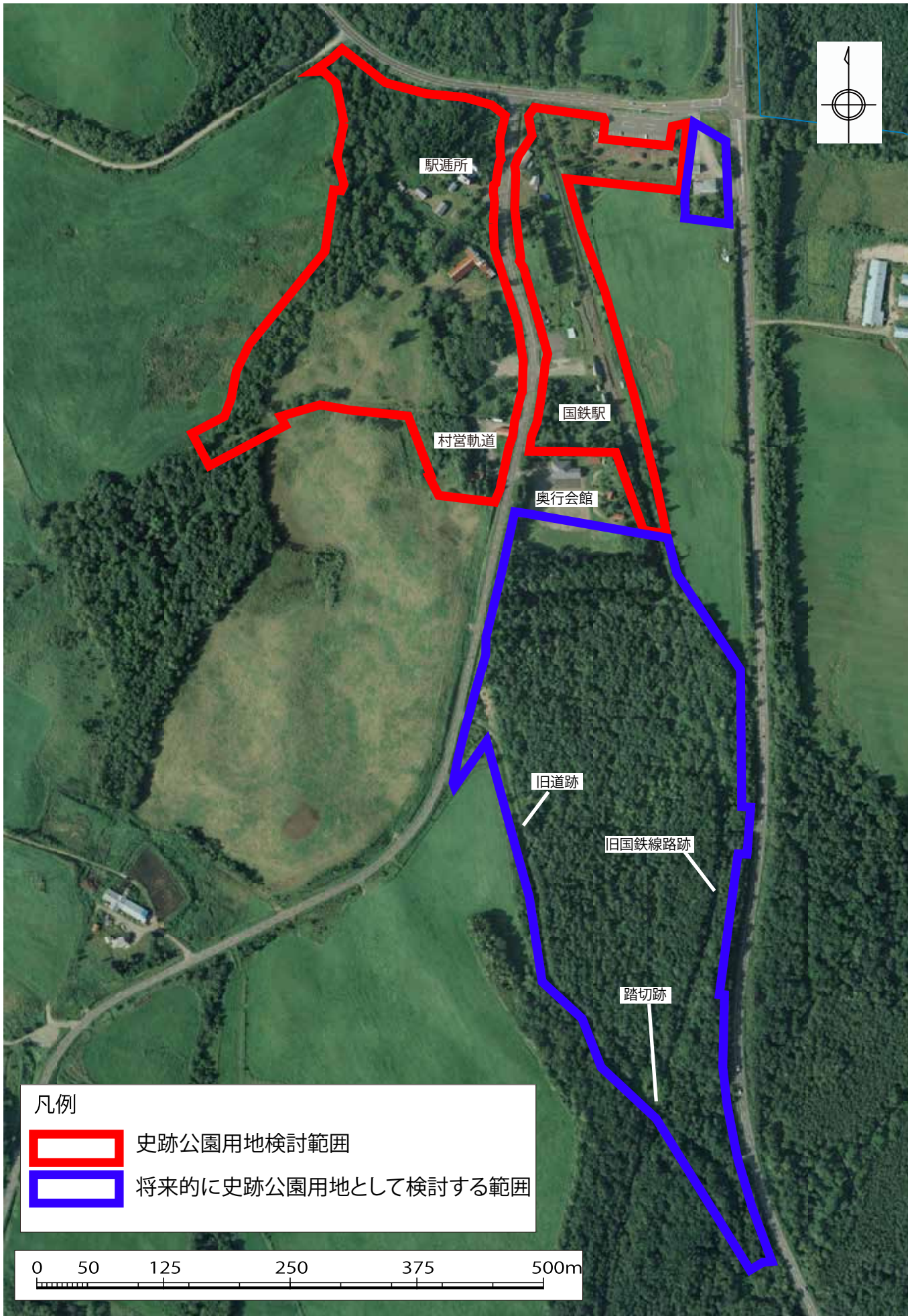


図 16 史跡公園用地検討範囲

## 6-1-2 ゾーン別の整備方針

史跡公園予定地を次頁図 17 のようにゾーニングし、各ゾーンごとの整備方針を以下に記す。

### ①コアゾーン

駅通所駅舎など本史跡の重要な構成要素が集中する区画、旧国鉄駅区画、旧村営軌道区画から成る。本質的価値を構成する諸要素については、その価値を損なうことのないことを最優先にして整備を行う。現存する建物は来館者が安心して見学できるよう整備していく他、必要に応じて記念碑の設置や建物の復元を行う。

### ②歴史の道散策ゾーン

旧道・国鉄線路跡・村営軌道線路跡から成る。旧道・村営軌道跡は調査・研究に基づいて復元し、国鉄線路跡は現存する線路の維持管理に努めることで、散策路として活用できるよう整備していく。また線路については、散策だけでなく、線路を生かした体験プログラムの実施も可能になるよう整備する。

### ③放牧地・畑ゾーン

放牧地や畑として使われていたと考えられる区画である。いずれも緑地帯として維持管理するが、畑については体験学習の場としての活用も検討する。

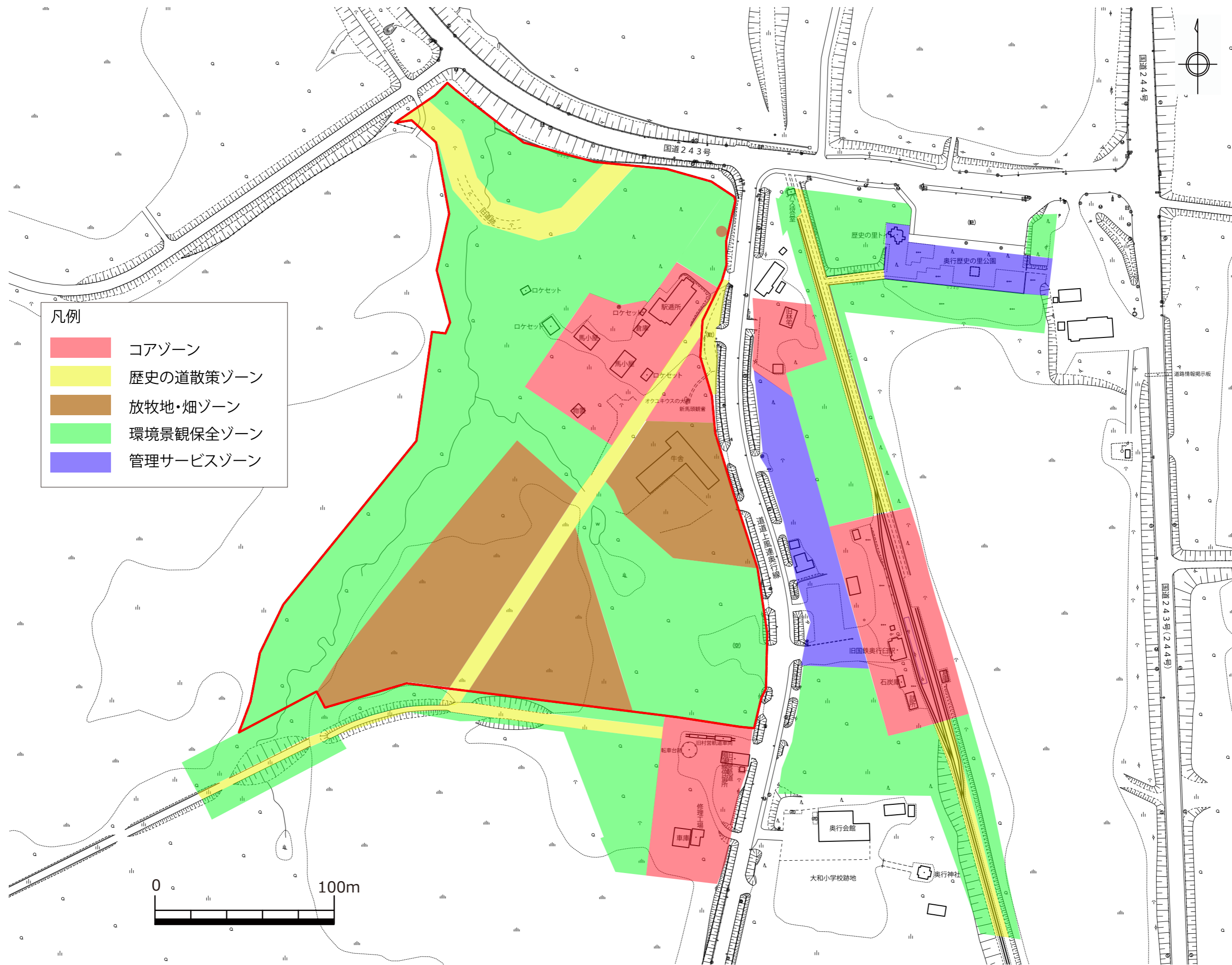
### ④環境景観保全ゾーン

ハンノキ群落・トドマツ植林地・導入木などの緑地、池、小川から成る区画である。危険樹木の伐採や間伐等により生育環境を改善するとともに、外来種の繁茂を抑制してできるだけ当時の植生に近づける。また見学者の目に入る主な樹木には樹名板を敷設し、自然学習に役立てる。

下草刈りなどを行って導入木生育環境を改善し、池周辺にサクラ類を中心に補植を行って往時を復元し、町民等が憩い楽しめる環境を整える。

### ⑤管理サービスゾーン

史跡指定地外にあり、史跡見学に訪れた利用者のための便益施設や史跡管理のための施設をおく区域である。必要に応じて、ガイダンス施設、駐車場、トイレ、案内板、休憩所、管理棟などを設置ないし改築する。適切な案内板の設置により、現在の駐車場から駅通所・国鉄駅・村営軌道を徒歩で見回す動線を確認する。便益施設等は、周辺の歴史的景観に溶け込む外観とする。



- 凡例
- コアゾーン
  - 歴史の道散策ゾーン
  - 放牧地・畑ゾーン
  - 環境景観保全ゾーン
  - 管理サービスゾーン

図 17 奥行白史跡公園のゾーニング





## 6-2 整備工程と期間

史跡旧奥行臼駅通所の整備工程及び期間は、次のとおりとする。

主な事業内容など	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
史跡保存管理計画策定	●															
史跡旧奥行臼駅通所整備基本計画		●														
駅通所保存修理基本設計		●														
指定地町有地化		●														
駅通所一般公開中止		●														
史跡整備検討委員会		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
駅通所保存修理実施設計・ボーリング調査・発掘調査			●													
史跡指定地追加指定			●													
別海町歴史文化基本構想策定			●	●												
駅通所保存修理工事実施				●	●											
第1期整備基本設計策定				●	●											
別海町歴史的風致維持向上計画策定				●	●											
第1期整備実施設計策定						●										
史跡公園条例制定・駅通所一般公開再開							●									
第1期整備工事実施							●	●	●	●						
史跡公園予定地町有地化								●								
第2期基本設計策定									●							
第2期実施設計策定										●						
第2期整備工事実施											●	●	●	●	●	●



## 第7章 運営と体制整備

### 7-1 基本方針

確実な保存管理と、それに続く整備活用を実現するために、両側面を円滑に運営していくための方法と体制整備の基本方針は以下のとおりとする。

- ・ 史跡指定地及び史跡公園は、別海町が保存管理・整備を行う。
- ・ 行政関係部局間の連携を図るとともに、町教委・町長部局の体制を整備し、担当職員を確保する。
- ・ 町民との協働による保存管理・整備の運営を図る。

### 7-2 地域住民及び利用者の参画

現在史跡の保存管理は、別海町教育委員会が直営で行い、駅通所駅舎の受付案内、清掃、周辺草刈は民間業者に委託している。今後史跡の整備が進んで来館者が増加した場合、またイベント開催時や冬期の維持管理には、地域住民及び利用者の協力が不可欠になる。地元の町内会である奥行町内会の協力を得て管理運営を進めていくとともに、ボランティア団体の育成を図っていく。

### 7-3 交通遺産を軸とした広域連携

北海道内には、史跡旧島松駅通所を始め、国や地方公共団体の文化財に指定・登録されて保存されている駅通所が、旧奥行臼駅通所を含めて10箇所ある。また、鉄道遺産を保存公開したり、フットパス事業を行っている所も数多くある。

課題を共有し、公開・活用の幅を広げてより効果的に事業を展開していくためにも、これらの市町村と行政単位を越えて交流・連携していく。



## 第8章 今後の課題

1970（昭和45）年に山崎家4代目山崎正隆は、駅通所時代に使われていたと思われる農機具・調度品類、文書類を北海道開拓記念館に資料の一部を寄贈している。このうち、一部資料については、同記念館より毎年借用し、奥行臼駅通所内に展示してきた。これらの資料が寄贈されたのは、旧奥行臼駅通所が町の指定文化財に指定される前のことである。旧奥行臼駅通所に保存展示されることで、その資料としての真価が発揮されることから、今後寄贈資料について北海道開拓記念館と資料の移管を含めた協議を進めて行く必要がある。

インターネットでの情報が乏しいとの意見が寄せられる。近年道外からの見学者が急増していることもあり、ウェブサイトの充実は必須の課題である。ソーシャルネットワークの活用も検討し、見学者へのサービスの向上に努めたい。

厳しい財政事情の中で史跡整備を今後揺ぎ無く進めて行くには、町民との協働が不可欠である。町民の理解・協力を得ながら、史跡旧奥行臼駅通所を町民の憩いの場・学習の場・交流の場として整備していけるよう努めていかなくてはならない。

# 参考文献

## 2-1 自然環境

### 2-1-2 地形と地質

- ・道東の自然史研究会 編『道東の自然を歩く―地質あんない』（北海道大学図書刊行会、1999年）

### 2-1-3 気候

- ・気象庁統計情報 (<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>)
- ・北海道建設部住宅局建築指導課「市町村の標準的な凍結深度」(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kijun/touketsushindo.htm>)

### 2-1-4 動植物

- ・別海町百年史編さん委員会『別海町百年史』（1970年）
- ・北海道環境生活部環境室自然環境課『野鳥生息環境実態調査報告書―風蓮湖』（1980年）
- ・北海道自然保護協会『野付・風蓮・春国岱の自然 - 野付風蓮道立自然公園』（1997年）
- ・環境省「国指定風蓮湖鳥獣保護区風蓮湖特別保護区指定計画書（区域の拡張）（案）」（2005年）
- ・別海町教育委員会『北海道指定天然記念物「西別湿原ヤチカンバ群落地」調査報告書』（2013年）

## 2-2 社会環境

### 2-2-1 歴史

- ・澤四郎「釧路地方の先史時代概観」『釧路市立郷土博物館々報』149（1964年）
- ・平本嘉助・本田克代・豊原熙司「北海道・共春遺跡出土の縄文時代人骨」『人類学雑誌』第90巻第3号（1982年）
- ・別海町教育委員会『浜別海遺跡』（1971年）
- ・別海町教育委員会『尾岱沼7遺跡』（1997年）
- ・別海町郷土資料館『加賀家文書館展示解説書』（2001年）
- ・別海町教育委員会『野付通行屋跡遺跡Ⅰ』（2004年）
- ・別海町教育委員会『野付通行屋跡遺跡Ⅱ』（2007年）
- ・別海町郷土資料館『加賀家文書等資料目録Ⅰ』（2012年）
- ・別海町郷土資料館『近世のべつかい』（2013年）
- ・別海町百年史編さん委員会『別海町百年史』（1970年）
- ・戸田博史「★開拓使別海缶詰所」『北海道大学大学文書館年報』第3号（2008年）、43～87頁
- ・青山英幸「解説 北海道国有未開地処分法完結文書について―その1―」『北海道立文書館所蔵資料目録 3』（1988年）
- ・青山英幸「解説 北海道国有未開地処分法完結文書について―その2―」『北海道立文書館所蔵資料目録 5』（1990年）
- ・関秀志・桑原真人・大庭幸生・高橋昭夫『新版 北海道の歴史 下 近代・現代編』（北海道新聞社、2006年）
- ・楢山満夫『別海沿革誌 旅路』（2005年）
- ・芳賀信一『パイロットファームの光と影』（北海道新聞社、2010年）

### 3-1 奥行白駅通所の歴史

- ・別海町教育委員会「別海町旧奥行白駅通所調査報告書」（2011）
- ・戸田博史「文化財レポート 史跡「旧奥行白駅通所」について」『日本歴史』第785号（2013年）、97～104頁
- ・今井理・森川幸一『簡易軌道写真帖』（ネコ・パブリッシング、1997年）
- ・『奥行白尋常小学校沿革誌』（1906年～1930年、別海中央小学校所蔵）
- ・『大和小中学校沿革誌』（1931年～1970年、別海中央小学校所蔵）
- ・大和小学校『70年の歩み』（1975年）
- ・「旅館業営業台帳」（中標津保健所所蔵）

## 5-1 史跡を構成する諸要素の整理

### 5-1-1 史跡の本質的価値を構成する諸要素

- ・『浜中町史』（1975年）

## 5-2 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素

### 5-2-1 自然・牧草地

- ・辻井達一・橘ヒサ子編『北海道の湿原と植物』（北海道大学図書刊行会、2003年）

### 5-2-3 交通

- ・国土交通省道路局「平成22年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査 集計表」  
(<http://www.mlit.go.jp/road/census/h22-1/index.html>)

## 5-6 現状変更等の取扱い方針と基準

- ・鎌ヶ谷市教育委員会「国史跡下総小金中野牧跡保存管理計画書」（2009年）

## 7-1 基本方針

- ・文化庁文化財記念物課監修『史跡等整備のてびき—保存と活用のために II 計画編』（2005年）

